

議 案 第 21 号

摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市手数料条例の一部を改正する条例

摂津市手数料条例（平成12年摂津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表アの項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表イの項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表キの項中「閲覧」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表ケの項とし、同表カの項を同表クの項とし、同表オの項中「又は届書」を「の証明書の交付、届書」に、「の記載事項に関する」を「に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の」に改め、同項を同表キの項とし、同表エの項の次に次のように加える。

オ	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件	400
---	---	------------------	-----

カ	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件</p>	<p>700</p>
---	--	---------------------------	------------

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。